

TPP 交渉に関する意見書

去る7月28日からハワイで開催された TPP 閣僚会合は大筋合意に至らず閉幕しました。一方で、二国間協議の農産品関税交渉において「米」で7万トンの特別輸入枠が米国に示され、牛肉も現在の38.5%から15年後には9%まで引き下げ、オーストラリア・ニュージーランドには、バター・脱脂粉乳の低関税輸入枠が7万トンに設定された等の日本側の大幅な譲歩が報道されています。

TPP は本市議会をはじめ、全国では8割を超える都道府県議会、市町村議会で反対ないし慎重な対応を求める意見書が採択される中、こうした声をないがしろにし、交渉を行う事は許される事ではなく国益を毀損する事につながります。グローバル資本の利益を最優先する TPP は、国内の食と農にとどまらず、医療、労働、環境、知的財産など国民の命と生活に及ぶものと危惧され、9月には国に対し日本医師会前会長を代表とする様々な分野(国会議員を含む)で構成する原告団から、環太平洋連携協定(TPP)交渉の差し止めと違憲確認を求める訴訟が始まっています。

また、米国議会では TPA 法案の可決により、TPP 交渉は更に加速すると思われる。

よって、国と政府は国会決議を遵守し下記事項を実現されるよう強く要望します。

記

1. これまでの交渉内容を開示すること
2. 国会決議を遵守し、そぐわない場合は交渉から離脱する事

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月28日

伊万里市議会

内閣総理大臣	様
衆議院議長	様
参議院議長	様
外務大臣	様
農林水産大臣	様
経済産業大臣	様
内閣官房長官	様
経済再生担当大臣	様